# 潮来市若年世帯定住促進助成金事業のご案内

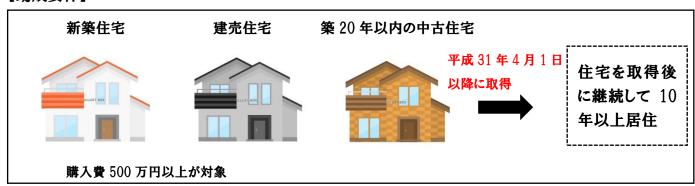
潮来市では、定住人口の増加及び地域の活性化並びに住環境の改善を図ることを目的として、本市において平成 31 年 4 月 1 日以降に住宅を取得し、10 年以上定住される若年夫婦または若年者が親である子育て世帯に対して、 若年世帯定住促進助成金を交付します。

### 【助成対象者】

# 【若年夫婦】 本人またはその配偶者が46歳未満の夫婦



# 【助成要件】



# ※他にも助成要件があります。(裏面の申請確認用フロー図で確認してください)

### 【助成金額】

基本額		5万円~20万円			
		宅地及び住宅の取得費用の 100 分の 1 に相当する額を助成します。(上限 20 万円)			
	転入者	20 万円加算			
加		転入者とは、当市に 1 度も住民登録していない方、または以前当市に在住し 2 年以上転出			
		していた方が、住宅の取得を機に当市へ転入する場合をいいます。			
		※ただし、転入者加算額の交付には世帯全員が転入者であることが条件となります。			
額	子育て世帯	5 万円×子の人数分加算			
		高校生相当以下の子が世帯に属する場合。			
	三世代世帯	5万円加算			
		高校生相当以下の子が世帯に属し、かつ親と同居している、又は親が同一敷地に住んでい			
		ると認められる場合。			
転入者特典		10 万円上限×3 年分			
		住宅を取得してから課される1年目から3年目までの家屋の固定資産税の相当額の1/2を			
		助成します。			
		※基本額(加算額を含む)の交付申請とは別の申請となります。			

【助成金額計算のモデルケース】

※当助成金は、所得税の課税の対象となります。

○(例1)夫婦、子ども2人、両親で市外から転入し、新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合













基本額 20 万円+転入者 20 万円+5 万円×子 2 人=10 万円+三世代世帯 5 万円

**= 合計 55 万円** 

更に取得した家屋の固定資産税の相当額の 1/2(上限 10 万円)を3 年分助成します。

最大 85 万円

[1 年目 10 万円 + 2 年目 10 万円 + 3 年目 10 万円 = **最大 30 万円** -

※家屋の固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額を基に計算されます。

○(例 2) 当市に在住している夫婦、子ども 2 人で新築住宅(購入費 2 千万円)を購入した場合









基本額 20 万円 + 5 万円×子 2 人=10 万円 = **合計 30 万円** 

〇(例3)以前、当市に住民登録をしており、2年以上市外に転出していた方が、当市で新築住宅(購入費2千万円)を購入した場合





基本額 20 万円 + 転入者 20 万円 = 合計 40 万円

更に取得した家屋の固定資産税の相当額の 1/2(上限 10 万円)を 3 年分助成します。

1 年目 10 万円 + 2 年目 10 万円 + 3 年目 10 万円 = 最大 30 万円

※家屋の固定資産税額は、固定資産課税台帳に登録されている課税標準額を基に計算されます。

【令和3年度申請受付期間】令和3年4月19日(月)~令和3年11月30日(火)までただし、受付期間中でも予算に達し次第、受付終了となります。

【お問い合わせ先・申込み先】 潮来市役所 都市建設課 Ⅲ0299-63-1111(内線 347)

# ◎申請するためには次のすべての要件を満たすことが必要です。申請に際してはフロー図で

# 確認してください。

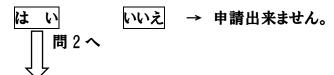
# 【潮来市若年世帯定住促進助成金申請確認用フロー図】

問1. 申請者の方の世帯は、住宅(宅地も含む)の取得に係る登記原因日(平成 30 年 4 月 1 日以降に限る。ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)の時点で次のいずれかに該当していますか。

- ○若年世帯・・・本人またはその配偶者が若年者(46歳未満)である夫婦。
- ○子育で世帯・・・高校生相当以下の子を持つ若年者(46歳未満)の世帯。

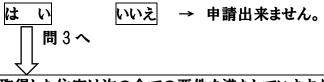
※高校生相当以下の子・・・子の年齢が 18 歳以下。ただし 18 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日までに限ります。

※若年夫婦の場合は、夫婦両名で申請が必要になります。



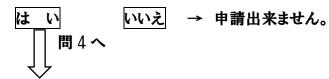
問 2. 取得した住宅(宅地も含む)は購入費 500 万円以上で、申請者の名義で所有権の保存又は移転の登記を完了しており、登記原因日(ただし、建売住宅の場合は、表題部における登記の日付)は平成 30 年4 月 1 日以降になっていますか。

※共有名義の場合は申請者及びその世帯全員の持分が合計で 1/2 以上であるものに限ります。



### 問 3. 取得した住宅は次の全ての要件を満たしていますか。

- (1) 玄関・台所・便所及び浴室を備え独立した生活を営むことができる住宅で、居住用部分の延べ床面積が 60 ㎡以上のもの(併用住宅の場合は、延べ床面積の 1/2 以上を居住用に供するもの)
- (2)申請者の発注による新築住宅または建売住宅及び建築後20年以内の中古住宅の購入
- (3)建築基準法及び都市計画法の規定に適合していること
- (4) 以前に潮来市東北地方太平洋沖地震に係る住宅復興資金利子補給金、潮来市木造住宅耐震改修補助金及び本件助成金の交付を受けていないこと



問 4. 取得した住宅に住民登録が完了し、今後 10 年以上継続的に住居しますか。

は い いいえ → 住民登録を行ってください。住民登録完了後→問5へ



申

# 問 5. 同一世帯に市税等の未納はありませんか。

13	t v	いいえ -	→ 市税等の	納入をお願いしま	す。完納後は申	請出来ます。
	1					
請出来	ます。申請書類	に必要書類	を添付のうえ	、潮来市役所都市	市建設課まで提	出してください。
【必要	書類】					
[チェック欄	]					
	(1)潮来市若年	世帯定住	足進助成金多	を付申請書		
	(2)世帯全員の	住民票(続	柄表記のある	<b>3もの</b> )		
	(3)建物登記簿	の全部事項	<b>頁証明書の写</b>	"L		
	(4) 建築確認済	辞証の写し				
	(5)建築基準法	による検査	済証の写し			
	(6) <b>開発行為</b> の	検査済証の	写し			
	(7)居住用面積	貴を確認でき	る書類の写し	ノ(併用住宅の場合	合)	
	(8)世帯全員の	転入者であ	ることを証明	]する書類(転入者	皆の場合) ※住	民票の除票等
	(9)住宅の工事	請負契約書	または売買	契約書の写し		
	(10) 宅地の売り	買契約書の	写し(宅地を	購入した場合)		
	(11)土地登記	簿の全部事	項証明書の	写し(宅地を購入し	した場合)	
	(12)建物現況	写真				
	(13) 現地案内	図				
	(14) 同一地番	内の世帯全	員の完納証	明書		
	(15)その他市長	長が必要と詰	図める書類			
	<b>※</b> (4),(5),(	6)について	<b>は、手続きが</b>	不要である場合は	は、提出は必要を	5りません。
<u>助成</u>	対象者の要件で	きある「10 年」	以上の居住」を	治満たさなくなった場	合は、報告書を扱	是出していただきます <u>。</u>
<u>年数</u>	に応じて助成金	の返還を請え	ささせていただ	<u>きます。</u> - · - · - · - · - · - · - · - · -		
【令和:	3 年度申請受付	期間  令	和3年4月	19日(月)~令和	口3年11月30	日(火)まで

ただし、受付期間中でも予算に達し次第、受付終了となります。

【お問い合わせ先・申込み先】 潮来市役所 都市建設課 Ⅲ0299-63-1111(内線 347)